

## 利用者負担額（保育料）のお知らせ

### ◆教育・保育の必要性によって施設利用の認定が必要です！

子どもが3歳以上で <b>教育を希望</b> する場合	→	1号認定 (教育標準時間認定)	教育標準時間 9:00~13:00	
子どもが3歳以上で <b>保育が必要</b> な場合	→	2号認定 (保育認定)	保育必要量 1か月あたりの就労時間 <b>120時間以上</b>	保育標準時間 7:00~18:00
			保育必要量 1か月あたりの就労時間 <b>48時間以上120時間未満</b>	保育短時間 8:00~16:00
子どもが3歳未満で <b>保育が必要</b> な場合	→	3号認定 (保育認定)	保育必要量 1か月あたりの就労時間 <b>120時間以上</b>	保育標準時間 7:00~18:00
			保育必要量 1か月あたりの就労時間 <b>48時間以上120時間未満</b>	保育短時間 8:00~16:00

\*上記の利用時間は市内の公立施設の場合です。

\*市内の私立施設及び市外の施設の利用時間については各施設にお問い合わせください。



### ◆利用者負担額（保育料）の切替時期について

利用者負担額が市民税所得割課税額の決定時期により、**切替時期が9月**となります。

4月~8月の保育料	→	前年度の市民税の所得割額により算定
9月~3月の保育料	→	今年度の市民税の所得割額により算定



### ◆多子軽減制度について

- ◎第1子 → 利用者負担額基準表のとおり
- ◎第2子 → ・3号認定 …… 保護者と「生計を一」とする第2子は、第1子の年齢に関らず**基準額表の半額**です。  
市民税の所得割額の合計が、57,700円未満の世帯の第2子は**無償**となります。
- ◎第3子以降 → ・3号認定 …… 保護者と「生計を一」とする第3子以降は、第1子・第2子の年齢に関らず**無償**です。

### ◆ひとり親世帯など 利用者負担額（保育料）の減免について

※ひとり親世帯などは、母子・父子家庭世帯、在宅障がい者がいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯です。

- ◎第1子 → ・3号認定 …… 第3階層世帯の第1子は、基準額表より1,000円を減じた額の**半額**です。  
第4-1及び4-2階層世帯の第1子は、**9,000円**です。  
(4-2階層のうち市民税所得割額77,101円以上は除く)  
市民税所得割額が77,101円以上97,000円未満の第1子は、基準額表の**半額**です。
- ◎第2子 → ・3号認定 …… 市民税所得割額が77,101円未満の世帯の第2子は、第1子の年齢に関らず**無償**で、  
市民税所得割額が77,101円以上97,000円未満の世帯は、**半額×1/2**となります。
- ◎第3子 → ・3号認定 …… 上記の多子軽減制度と同じです。

※市民税の所得割額は子どもを養育する世帯の合計です。

### ◆預かり保育料・延長保育料について

預かり保育料	→	各施設にお問い合わせください。（1号認定の利用者）
延長保育料	→	各施設にお問い合わせください。

〔参考〕かほく市内の公立施設の場合 ※1号の利用者は必要に応じて預かりします。教育標準時間（9:00~13:00）以外の預かりは**1時間当り200円**  
7:00~8:00及び16:00~18:00において**1時間当り100円**（2号・3号の保育短時間認定の利用者）  
18:00~19:00において**1時間当り200円**となります。（2号、3号の利用者）  
18:00~19:00において**月額2,000円**となります。（2号、3号の保育標準時間認定の利用者）

### 【3歳未満：3号認定（保育認定）の利用者負担額基準表】

階層区分	階層区分の定義	利用者負担額（月額）		
		3号認定（3歳未満）		
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	
第2階層	市民税非課税世帯	0円	0円	
第3-1階層	市民税所得割課税額	24,300円未満（均等割のみ含む）	12,700円	12,500円
第3-2階層		24,300円以上48,600円未満	13,700円	13,500円
第4-1階層		48,600円以上72,800円未満	19,500円	19,200円
第4-2階層		72,800円以上97,000円未満	21,000円	20,700円
第5-1階層		97,000円以上133,000円未満	26,700円	26,300円
第5-2階層		133,000円以上169,000円未満	28,900円	28,500円
第6階層		169,000円以上301,000円未満	30,500円	30,100円
第7階層		301,000円以上	36,000円	35,500円

☆利用者負担額は月額です。

☆公立施設については、原則毎月月末、12月のみ25日に口座振替等の方法で納めていただきます。

ただし、月末等が休日の場合は翌営業日が口座振替日となります。

（注）私立施設及び市外施設（私立保育所除く）の口座振替日については、各施設にお問い合わせください。

### 【3歳以上：2号認定（保育認定）1号認定（教育認定）の利用者負担額】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する  
3歳から5歳までの子どもの保育料・副食費は無償です。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
（注1）満3歳になった後の3月31日までは、上記の利用者負担額基準表の利用者負担額を納めていただきます。  
（注2）1号認定子どもについては入園できる時期に合わせて、満3歳から無償となります。
- 副食費とは、おかず・おやつ等の費用のことです。  
（ごはんなどの主食は保護者負担となります）
- 通園送迎費、行事費などは、これまで通り保護者の負担になります。

#### 1号認定の預かり保育について

- 園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。  
（注）保育の必要性があり、施設等利用給付の認定を受けている子どもに限ります。  
施設等利用給付の申込については各施設またはこども家庭課までお問い合わせください。

問い合わせ先

かほく市健康福祉課こども家庭課

TEL : 076-283-7155

Email : kodomokateika@city.kahoku.lg.jp

